

○農林水産省告示第四百十五号

植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第七十三号）別表二の付表第八の規定に基づき、昭和六十三年十一月二十九日農林水産省告示第千八百八十六号（スペイン国産レモンの生果実に係る農林水産大臣が定める基準を定める件）の一部を次のように改正する。

平成十六年一月三十日

農林水産大臣 亀井 善之

一中「レモン」の下に「クレメンティン」を加え、「及びバレンシア種」を「バレンシア種及びサルステイアーナ種」に改める。

四の（一）中「有する」の下に「船舶（以下「低温処理船舶」という）若しくは」を加え、同（一）の「中「レモン」の下に「及びクレメンティン」を加え、同イ中「及びバレンシア種」を「バレンシア種及びサルステイアーナ種」に改め、同（二）中「低温処理施設」の下に「低温処理船舶」を加える。

五の（二）のイ中「低温処理コンテナ」を「低温処理船舶又は低温処理コンテナ」に改める。

六の（二）を同（三）とし、同（一）の次に次のように加える。

（二）低温処理船舶において消毒を行う場合にあっては、船舶の各船倉にはスペイン国植物防疫機関による封印がなされていること。